

保育内容「環境」と小学校教育課程とのつながり

－子どもの自然との関わりと生命の尊重－

The Connection between Environment for Childhood Education and  
Elementary School Curriculum

－Children's Relationship with Nature and Respect for Life－

園 田 雪 恵  
SONODA Yukie

夙川学院短期大学

# 保育内容「環境」と小学校教育課程とのつながり

## —子どもの自然との関わりと生命の尊重—

園田 雪恵

キーワード：保育内容「環境」、小学校教育課程、自然との関わり、生命尊重、学習指導要領

### 1. 問題と目的

幼稚園教育要領や学習指導要領は、およそ10年ごとに見直しがなされ、改訂が行われてきた。2017年2月14日に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対するパブリック・コメントの実施について公示された<sup>1</sup>。今回の改訂では、2030年頃までの社会の変化を見据えて、子どもに育てるべき資質や能力を中心に、教育課程の全体構造の見直しが行われる。次期指導要領は、各教科や学校段階間のつながりを重視して「社会に開かれた教育課程」を目指している<sup>2</sup>。

2018年度の学習指導要領改訂に向けて、中央教育審議会幼稚園部会では、幼稚園教育要領の改訂作業が始まった。保育の枠組みや子どもの学びのあり方が大きく変わろうとしている。カリキュラム・マネジメントの視点から、幼児教育においても、子どもの学びを保障するという保育のあり方が検討された。第1章総則において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目を提示している。

この中の1つに、「自然との関わり・生命尊重」について、教師が指導を行う際に考慮するものとして次のように明記されている<sup>3</sup>。自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

これは、2006年の教育基本法改正における教育基本法第2条4号の「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」ともつながっている。また、学校教育法の第21条第2項には「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が示されている。子どもが自然に関わり、その中で、命の尊さを知るということが、幼児期の学びとして必要と考えられているのである。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。自然との関わりによる直接体験を幼児期から積み重ねていくことにより、子どもは様々な学びを得られる。自然の美しさや不思議さ生命の尊さは、環境の中で体験し実感するものである。近年、特に都市部では、

子どもを取り巻く環境の変化により、意識的に近付かなければ自然に関わることが難しくなっている。

園生活においても、子どもの主体的な活動を促し健全な心身の発達を促すために、自然環境は欠かせないものである。幼稚園の自然から得られる学びについては、1926年に制定された、「幼稚園令施行規則」のカリキュラムにおいても見ることができる。それは、「遊戯・唱歌・観察・談話・手技等」の5つ保育項目の中の観察である。この観察とは、植物の栽培や、動物の飼育をする活動のことである。この法令により、動植物を通じた体験的活動が全国的に広がったと言われている<sup>4</sup>。日本の幼稚園においても、教育課程の中に自然に関わる機会を積極的に取り入れていたことから、自然の原体験を重視していたことがうかがえる。

倉橋（1965）は、自然を愛し、自然に興味をもつことは、保育者として、もっとも大切な資格の1つであると言っている<sup>5</sup>。つまり、保育者としても、自然への興味や関心を持っておくことが求められる。

保育者を対象に、子どもと自然との関わりのねらいで大切にしたいことについて調査した井上ら（2010）によると、「豊かな人間性の涵養」の一部として「命の存在・大切さ・尊さ・すばらしさ（を知る）」が全体の67.5%と最も多かった<sup>6</sup>。保育者が、自然から子どもが最も学んでほしいと願っていることは、命の大切さであることがわかる。つまり、多くの保育者が、子どもが「自然との関わり」によって、「生命尊重」することの大切さを知ることができるようになることを願っているのである。

自然との関わりや命の尊さについての学びは、幼児期だけではなく、就学期以降にも連続性のあるものと考えられる。小学校の学びはゼロからスタートするのではなく、幼児期の学びの上に育まれるものである。幼小接続を考える上で、幼児期の学びがどのように発展していくのか理解することが重要である。小学校教育は、幼児期に総合的に育まれた知識や能力を、徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である。

今回の改定案においても、幼稚園教育要領と小学校学習指導要領の中で、幼児教育と小学校教育における接続に当たっての留意事項が、それぞれ次のように盛り込まれている。

幼児教育では、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるようにすることとされている。また、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図ることが必要とされている<sup>7</sup>。

小学校教育では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を考慮しつつ教育活動を実施することが求められている<sup>8</sup>。

幼児教育と小学校教育の接続における課題に向き合うには、保育者と教師が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが重要である。共有することにより、小学校以降の

生活や学習における児童の主体的な自己発揮ができるものと考えられる。

子どもの主体性を育成するには、幼児教育と小学校教育の双方の関係者が、幼児期の「学びの芽生え」から、小学校の「自覚的な学び」へつながるような援助や指導を心掛ける必要があると言われている<sup>9</sup>。無藤（2011）によると、「学びの芽生え」とは、遊びの中で、楽しみ、試し、工夫し、見通しを持ち、子ども自身が遊びを発展させていくことである。「自覚的な学び」とは、与えられた課題を自分自身の課題と捉える、問題を解いてみたいという意欲をもつ、新しく出会うことをおもしろいと思える、意欲的に授業に参加する力であると定義している<sup>10</sup>。また、秋田（2011）によると、幼児期は、個々の子どもの個性を重視し、自由な遊びの中で「学びの芽生え」を促すことを目指すことであると述べている。そして、小学校では、最低限必要な知識・技術などを身につけるために、すべての子どもが共通の目標に向かうことが必要としている<sup>11</sup>。つまり、幼児教育は、小学校の準備ではなく就学期以降の土台と考えるべきである。

したがって、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の1つである「自然との関わり・生命尊重」にも、幼児教育を土台とした小学校教育へのつながりがあることが考えられる。幼児教育における「自然との関わり・生命尊重」から「学びの芽生え」を考查し、これを引き継ぐ小学校の教育課程から「自覚的な学び」を検討する必要性は高い。スタート・カリキュラムのイメージ案によると、「自然との関わり・生命尊重」と関わりが深い科目は、生活科、道徳、特別活動とされている。特に、この3科目は、意識的につながりを考えて行くことが求められている<sup>12</sup>。

そこで、本稿においては、幼児教育における「自然との関わり・生命尊重」について最も関わりが深い領域である保育内容「環境」の内容と、小学校教育課程とのつながりを分析する。そして、幼児教育における自然との関わりや命の尊さについての「学びの芽生え」が、どのように小学校教育の「自覚的な学び」に引き継がれているのか検討することを研究の目的とする。

## 2. 方法及び手順

2017年2月14日に公示された改定案である幼稚園教育要領と学習指導要領を本稿の研究における分析の資料とする。幼児教育の資料として幼稚園教育要領を用い、小学校教育の資料として学習指導要領を用いる。本稿における研究は以下の手順で行う。

まず、幼稚園教育要領の保育内容「環境」について現行のものと改定案との比較を行い、環境のねらいと内容の要点について整理をする。そして、幼稚園教育要領の保育内容「環境」から、「自然との関わり・生命尊重」の学びに関わる内容を検討し抽出する。

次に、「自然との関わり・生命尊重」の学びに関わる幼児教育と小学校教育のつながりについて検討する。小学校のスタート・カリキュラムのイメージ案において、「自然との関わり・

園田：保育内容「環境」と小学校教育課程とのつながり

生命尊重」と関わりが深い科目とされているのは、生活科、道徳、特別活動の3科目である。幼児教育と、この3科目の教育課程とのつながりを見ていく。そして、幼児教育における自然との関わりや命の尊さについての「学びの芽生え」が、どのように小学校教育の「自覚的な学び」に引き継がれているのか検討する。

### 3. 保育内容「環境」について

#### 3-1 現行の幼稚園教育要領と改定案との比較

保育内容「環境」は、身近な環境との関わりに関する領域とされている。周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うことがこの領域の目的である。領域の捉え方として4つの分類がされており、物的環境や人的環境、および自然の事象や社会の事象が挙げられる。幼稚園教育要領改定案における環境のねらいは表1のとおりである。

表1 幼稚園教育要領改訂案の保育内容「環境」のねらい

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</li><li>(2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</li><li>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</li></ol> |
|--|

ねらいとは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となるものである。3項目が各領域にねらいとして示されており、心情、意欲、態度の順に記載されている。ねらいに関しては、特に改定案での変更はされていない。

次に、現行の内容と改定案の内容を表2において比較する。

内容とは、ねらいを達成するために指導する事項である。現行の幼稚園教育要領と改定案を比較すると、11項目から12項目に増えている。新たな項目として、「(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」が加えられた。

さらに「身近な物や遊具」への関わりとして、「自分なりに比べたり、関連付けたりしながら」考えるという文言が付け加えられている。自分のまわりの地域や身近な物に触れる機会を意識的に園生活の中でつくり、その経験をすることにより、子どもの探求心を養うことが求められている。幼児期から認知的思考をすることも必要とされていることがうかがわれる。したがって、身近にある自然との関わりから得られる子どもの学びは、好奇心や探求心を高めるうえで、よりいっそう大切にしていかなければならないものであることが考えられる。

表2 現行の幼稚園教育要領の保育内容「環境」と改定案との比較

| 改訂案の保育内容「環境」の内容   | 現行の保育内容「環境」の内容   |
|---|--|
| (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。<br>(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。<br>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。<br>(4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。<br>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。<br>(6) <u>日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。</u><br>(7) 身近な物を大切にする。<br>(8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。<br>(9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。<br>(10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。<br>(11) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。<br>(12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。 | (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。<br>(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。<br>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。<br>(4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。<br>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。<br>(6) 身近な物を大切にする。<br>(7) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。<br>(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。<br>(9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。<br>(10) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。<br>(11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。 |

※下線は、筆者による。下線は、現行のものから改定案で変更があった部分である。

### 3-2 保育内容「環境」における「自然との関わり・生命尊重」との関連項目について

ここでは、3-1における改定案の保育内容「環境」の中で、「自然との関わり・生命尊重」と関連があると考えられる項目を検討し、抽出したものを表3に示す。

環境の内容12項目の内、「自然」というキーワードがあるものは、(1) (3) (4) である。この3項目は、「自然との関わり」の項目と捉えられる。また、「生命」というキーワードから(5)が、「生命尊重」に関わる項目と考えられる。

表3 環境の内容における「自然との関わり・生命尊重」に関わる項目の分類

|         |   |
|---------|---|
| 自然との関わり | (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。<br>(2) 生活の中で、 <u>様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。</u><br>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。<br>(4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。<br>(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。 |
| 生命尊重    | (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、 <u>生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</u>   |

園田：保育内容「環境」と小学校教育課程とのつながり

※下線は、筆者による。(2)は、自然から学びを得る過程として、この項目を挙げた。(6)は、文化や伝統は自然との関わりにより形成されることも含まれるため、この項目を挙げた。

その他、「自然」や「生命」というキーワードは含まれてはいないものの、(2)は、身近な事象への関心から、自然への愛情や畏敬の念をもつようになるという、事象に触れ合うことによって学びを得る過程を示されていると考えられる。そのため、(2)を自然に関わる項目とした。

また、今回の改定案で新たに加えられた(6)には「地域社会における文化や伝統に親しむ」と明示されている。自然文化という言葉があるように、自然と文化、自然と伝統は切り離せないものである。文化は、自然の中で培われてきた。そして、伝統文化として代々受け継がれるものがある。例えば、中山間地域の斜面を覆う棚田は、先祖代々つくりあげ守ってきた土地利用と農業の方法であり、言い換えれば、厳しい自然と共生する方策である<sup>13</sup>。つまり、この棚田は、自然から派生した伝統文化である。したがって、(6)も自然に関わる項目とした。

以上の保育内容「環境」の6項目の内容について、小学校教育課程とのつながりを検討していく。

#### 4. 保育内容「環境」の「自然との関わり・生命尊重」と小学校教育課程とのつながり

##### 4-1 保育内容「環境」の「自然との関わり・生命尊重」と「生活」のつながり

1学年及び2学年に設けられている生活科は、小学校教育において最も幼児教育に近い教科特性を持っている。木村(2011)は、幼児教育と小学校教育を比較すると、間接教育と直接教育の違いがあると述べている。間接教育は、幼児教育で行われる環境によるものであり直接的な教示はしない教育である。教科書を使って指導する小学校の教育は、直接教育である。

生活科の方法論の基本は、幼児教育のような環境による間接的な教育であり、「教え込み」「指示・命令」のような直接的な教育は極力控える。しかし、作文シートや学習カードを使うため、直接教育も取り入れた指導も行われる<sup>14</sup>。つまり、生活科は、幼児教育と小学校教育をつなぐ主要な教科といえる。

生活科の目標は、具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成することを目指すとして示されている。幼稚園教育要領においては、ねらいとして心情、意欲、態度の3項目が示されていたが、学習指導要領においては、目標の中に、この3項目が設けられている(表4)。

表4 「生活」の目標（心情・意欲・態度）

|   |
|---|
| <p>(1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。</p> <p>(3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。</p> |
|---|

※下線は、筆者による。

生活科の目標では、心情、意欲、態度、それぞれに「自然」というキーワードが入っていることから、幼児期の「自然との関わり・生命尊重」ともつながりがあることがうかがわれる。

次に保育内容「環境」と生活科の内容のつながりを検討する。生活科の内容は、全部で9項目ある。その内、キーワードとして、「自然」「生命」があり、「自然との関わり・生命尊重」と関連があると考えられる内容について3項目を抜粋した（表5）。

表5 「生活」における「自然との関わり・生命尊重」に関わる内容

| 保育内容「環境」の内容（幼児教育）  | 小学校学習指導要領「生活」の内容（小学校教育）  |
|--|--|
| <p>自然との関わり</p> <p>(1) <u>自然</u>に触れて生活し、その大きさ、美しさ、<u>不思議さ</u>などに気付く。</p> <p>(2) <u>生活</u>の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。</p> <p>(3) <u>季節</u>により<u>自然</u>や人間の<u>生活</u>に変化のあることに気付く。</p> <p>(4) <u>自然</u>などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(6) <u>日常生活</u>の中で、我が国や<u>地域</u>社会における様々な文化や伝統に親しむ。</p> | <p>(5) 身近な<u>自然</u>を観察したり、<u>季節</u>や<u>地域</u>の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、<u>自然の様子</u>や<u>四季の変化</u>、<u>季節によって生活の様子が変わること</u>に気付くとともに、<u>それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする</u>。</p> <p>(6) 身近な<u>自然</u>を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや<u>自然の不思議さ</u>に気付くとともに、<u>みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする</u>。</p> |
| <p>生命尊重</p> <p>(5) 身近な<u>動植物</u>に親しみをもって接し、<u>生命の尊さ</u>に気付き、いたわったり、<u>大切に</u>したりする。</p>  | <p>(7) <u>動物を飼ったり植物を育てたりする活動</u>を通して、<u>それらの育つ場所、変化や成長の様子</u>に関心をもち、<u>働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみ</u>をもち、<u>大切に</u>しようとする。</p>  |

※下線は、筆者による。下線は、幼児教育と小学校教育の共通のキーワードである。波線部分は、幼児教育から、さらに発展した内容と考えられるものである。

生活科の内容には、自然との関わりと生命尊重の両者につながりがある項目が含まれていることがわかる。幼児教育において自然との触れ合いによる気付きから、小学校教育では、その気付きを知恵として、生活に取り入れ、主体的な活動ができることを目指している。「みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする」という文言から、友だちと協同的に遊びを創造する

園田：保育内容「環境」と小学校教育課程とのつながり

など、小学校では、幼児教育を土台にし、さらなる発展的な活動目標が示されている。

生命尊重に引き継がれた内容項目をみると、幼児教育においては、動植物に対して「生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする」ことから、小学校教育においては、「それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかける」という学習につなげている。小学校教育では、動物の飼育を行い、植物を育てるなど、いきものに対する主体的な関わりによる体験的活動を重視していることがわかる。また、「それらは生命をもっていることや成長していることに気付く」ということから、生命の連続性についても学ぶことになる。

#### 4-2 保育内容「環境」の「自然との関わり・生命尊重」と「特別の教科 道徳」のつながり

道徳は、2015年3月27日に学習指導要領の一部を改正する告示が公示された。道徳教育は、2018年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて行うこととなった。また、内容項目についても、低学年3項目、中学年に2項目、高学年に1項目が追記された<sup>15</sup>。告示と併せて移行措置が示され、2015年度から道徳教育の全部または一部を改正後の学習指導要領の規定に基づいて実施してもよいということになっている。

道徳は、4つの視点として、「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」が示されている<sup>16</sup>。Dについては、「生命」という文言が今回の改正で新たに追記された。これらの4つの視点は、1つの視点にのみ偏るのではなく、ある1つの視点を中心にして、他の視点も相互に作用し、道徳的行為ができるようになることが大切である。したがって、道徳は、他の教科全体を通して行うことや、4つの視点の相互作用により、教育活動が行われる指導体制は、教育方法の観点で、幼児教育に近い教科と言えるだろう。

「特別の教科 道徳」の目標を表6に示す。

表6 「特別の教科 道徳」の目標

|  |
|--|
| 小学校学習指導要領－特別の教科「道徳」の目標   |
| 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 |

※下線は、筆者による。第1章総則の第1の2の(2)の中に、「学校における道徳教育は、特別の教科である道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」と明記されている。

他の教科においては、教科の目標として「心情・意欲・態度」の3項目が盛り込まれている。しかし、「特別の教科 道徳」の目標は、すべての教育時間の中で、「道徳的な判断力、心情、実践意欲、態度」を育成することが求められている。

続いて、幼児教育の保育内容「環境」における「自然との関わり・生命尊重」と「特別の教科 道徳」とつながりのあると考えられる内容を表7に示す。

道徳には、4つの視点があるが、「自然との関わり・生命尊重」と関わりが深い視点は、「自然や生命というキーワードがある「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事」が考えられる。これには、「生命の尊さ」、「自然愛護」、「感動・畏敬の念」、さらに第5学年及び第6学年のみ、「よりよく生きる喜び」が加わり、4つの内容が明記されている。次に、この4つの内容についてそれぞれ検討していく。

「生命の尊さ」については、「生命」という幼小共通のキーワードから、幼児教育における「(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする」の項目が引き継がれたものと考えられる。低学年においては、生きることのすばらしさを知ることから、まず自分自身の命の尊さを知る。中学年においては、自分自身の生命の尊さを知ることから、さらに自分だけではなく、生命あるものすべてを大切にすることの重要性に気付く。高学年においては、これまでの学びから、すべての命は、かけがえのないものであることを理解し、生命尊重の精神を培うことが求められている。

「自然愛護」については、「自然」「動植物」という幼小共通のキーワードから、幼児教育における「(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く」と「(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする」の両者の内容が引き継がれていると考えられる。小学校教育においては、身近な自然の学びから、学年を重ねるにつれて、自然のすばらしさや不思議さ気付く。さらに、高学年では、自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする姿勢を培うことが目標とされている。自然の中で生かされている命に気付き、自らが環境を守るという行動が生きる力になる。このような学びを「自然愛護」の中で達成することが必要とされている。

「感動、畏敬の念」については、「美しさ」という幼小共通のキーワードから、「(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く」の項目が引き継がれていることが考えられる。低学年では、自然の美しさに触れ、素直な気持ち向き合うことができるようにする。中学年では、自然の雄大さに感動する心を養い、高学年では、自然は人間の力では及ばない偉大な力があることを理解する。このように、「感動、畏敬の念」では、自然への感性豊かな子どもの育成を目指していることがうかがわれる。

表7 「特別の教科 道徳」における「自然との関わり・生命尊重」に関わる内容

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 幼稚園教育要領<br>(幼児教育)  | 小学校学習指導要領－特別の教科「道徳」の内容 (小学校教育)<br>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること |   |   |
| 「環境」の内容  | [生命の尊さ]  |   |   |
|  | 第1学年及び<br>第2学年   | 第3学年及び<br>第4学年                              | 第5学年及び<br>第6学年  |
| (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、 <u>生命の尊さ</u> に気付き、いたわったり、大切にしたりする。   | <u>生きることのすばらしさを知り、生命を大切に</u> にすること。                            | <u>生命の尊さを知り、生命あるものを大切に</u> にすること。           | <u>生命が多くの生命のつながりの中にある</u> かけがえないものであることを理解し、 <u>生命を尊重</u> すること。 |
| 「環境」の内容  | [自然愛護]   |   |   |
|  | 第1学年及び<br>第2学年   | 第3学年及び<br>第4学年                              | 第5学年及び<br>第6学年  |
| (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、 <u>不思議さ</u> などに気付く。<br>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、 <u>生命の尊さ</u> に気付き、いたわったり、大切にしたりする。 | <u>身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接</u> すること。                              | <u>自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切に</u> にすること。 | <u>自然の偉大さを知り、自然環境を大切に</u> にすること。                                |
| 「環境」の内容  | [感動、畏敬の念]  |   |   |
|  | 第1学年及び<br>第2学年   | 第3学年及び<br>第4学年                              | 第5学年及び<br>第6学年  |
| (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、 <u>美しさ</u> 、 <u>不思議さ</u> などに気付く。  | <u>美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ</u> こと。                                 | <u>美しいものや気高いものに感動する心をもつ</u> こと。             | <u>美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する 畏敬の念をもつ</u> こと。             |
| 「環境」の内容  | /  |   | [よりよく生きる喜び]   |
|  |  |   | 第5学年及び第6学年  |
| (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、 <u>不思議さ</u> などに気付く。   |  |   | <u>よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる</u> こと。              |

※下線は、筆者による。下線は、幼児教育と小学校教育における各内容の共通のキーワードである。波線部分は、幼児教育から小学校教育において、さらに発展した内容と考えられるものである。

道徳が特別の教科となり、新たに設定された「よりよく生きる喜び」は、高学年だけの内容である。この中には、「気高さ」という「感動、畏敬の念」との共通のキーワードがある。このことから、幼児教育における「(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議

さなどに気付く」という学びに始まり、小学校教育の「感動、畏敬の念」を基にして培った自然に対する謙虚さや、自然に対する恐れを知る。この学びを得て高学年の「よりよく生きる喜び」について考えることができるようになる。自然には、人の力には及ばないものが存在し、優しさと共に厳しさもあることに気付く。そのことを知ったうえで、よりよく生きることは何か考えるきっかけになると考えられる。

#### 4-3 保育内容「環境」の「自然との関わり・生命尊重」と「特別活動」のつながり

学習指導要領改訂案の中で、今後強化されるものの1つとして体験活動の充実ということが挙げられる<sup>17</sup>。学校教育法第31条においても、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めることが規定されている。

これらの体験活動の中で、生命の有限性と自然の大切さ、他者と協働することの大切さを理解できるのが特別活動であると考えられる。特別活動の目標を表8に示す。

表8 「特別活動」の目標

|   |
|---|
| <p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ 様々な<u>集団</u>活動に自主的 実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら<u>集団</u>や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な<u>集団</u>活動の意義や活動を行う上で必要となる ことについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活 人間関係の課題を見いだし 解決するために話し合い 合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な<u>集団</u>活動を通して身に付けたことを生かして、<u>集団</u>や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p> |
|---|

※下線は筆者による。

特別活動の目標から、教育活動として集団への意識付けが考えられる。したがって、特別活動では集団でのあり方を学ぶ時間も考えられる。特別活動は、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事がある。このうち、学校行事は、自然の中での宿泊活動や遠足等の活動が含まれている。したがって学校行事は、「自然との関わり・生命尊重」に関わりの深い行事と考えられる。表9に学校行事の目標を示す。

表9 「特別活動」の学校行事の目標

|   |
|---|
| <p>全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための<u>体験的な活動</u>を通して、<u>集団</u>への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> |
|---|

※下線は筆者による。

園田：保育内容「環境」と小学校教育課程とのつながり

学校行事の目標の中にも、集団というキーワードがあり、その中で、所属意識や集団における連帯感を育成することが求められている。さらに、その集団への意識は、体験的な活動を通して行われるということが学校行事の目標として示されている。

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事の5つの行事に分かれている。これらの特別活動における5つの行事の内容を表10に示す。

表10 「特別活動」における5つの行事の内容

|   |
|---|
| (1) 儀式的行事<br>学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。  |
| (2) 文化的行事<br>平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、 <u>文化</u> や芸術に親しんだりするようにすること。  |
| (3) 健康安全・体育的行事<br>心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る 安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感 や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。                              |
| (4) 遠足・集団宿泊的行事<br><u>自然</u> の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、 <u>自然</u> や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなど の集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。 |
| (5) 勤労生産・奉仕的行事<br>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの 社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。  |

※下線は、筆者による。

このうち、「自然との関わり・生命尊重」につながりがあるのは、「自然」というキーワードから、「(4) 遠足・集団宿泊的行事」であることがわかる。その他、「自然」という文言は入っていないが、自然文化に親しむことも含まれるため、「(2) 文化的行事」も「自然との関わり」の活動として考えられる。以下に、「特別活動」における「自然との関わり・生命尊重」に関わる内容を表11に示す。

文化的行事には、平素の学習活動の発表により自己の向上の意欲を高めるという目標の他に、「文化や芸術に親しむ」ことが示されている。また、遠足・集団宿泊的行事には、小学校教育の中で、「平素と異なる生活環境の中で、見聞を広め、自然や文化などに親しむ」と明記されていることから、幼児教育における自然との関わりはすべて含まれる。したがって、幼児教育と小学校教育のつながりがあると考えられる環境の項目は、(1) (2) (3) (4) (6) と考えられる。

遠足・集団宿泊的行事の目標は、クラスや学年、学校といった集団への意識を深めることである。また、自然体験の中で、子どもの五感を刺激し、感性を最大限に伸ばすことをねらいと

していることがうかがわれる。

表 11 「特別活動」における「自然との関わり・生命尊重」に関わる内容

|  |  |
|--|--|
| 「環境」の内容（幼児教育）  | (2) 文化的行事の内容（小学校教育）  |
| (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な <u>文化</u> や <u>伝統</u> に親しむ。  | 平素の学習活動の成果を発表し、 <u>自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。</u>   |
| 「環境」の内容（幼児教育）  | (4) 遠足・集団宿泊的行事の内容（小学校教育）   |
| (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。<br>(2) <u>生活</u> の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。<br>(3) 季節により <u>自然</u> や人間の生活に変化のあることに気付く。<br>(4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。<br>(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な <u>文化</u> や <u>伝統</u> に親しむ。 | <u>自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。</u> |

※下線は、筆者による。下線は、幼児教育と小学校教育における各内容の共通のキーワードである。波線部分は、幼児教育から小学校教育において、さらに発展した内容と考えられるものである。

幼児教育では、身近にある自然や、その中で培われた文化や伝統に、個として関わるのが幼稚園教育要領に示されている。保育内容「環境」には、集団という言葉は登場していない。つまり、個として自然の学びを積み重ねていることが求められている。一人一人が、それぞれ興味や関心がある自然と対面し、遊びの中で学びを得ている。

小学校では、「集団の一員」として学習をしていくことが必要となる。学習指導要領において、集団としての学びのあり方が示されている<sup>18</sup>。特別活動の遠足・集団宿泊的行事では、「集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積む」という内容が示され、対集団に関わる学びの方向性が明記されている。自然の学びを集団で共有し、宿泊することにより、長時間自然と向き合う。小学校では、このような集団という学びの形態の中で、豊かな人間性や主体性を培うことにより、生きる力の基盤を育成しようとしていることが考えられる。

## 5. 総合考察

### —幼児教育の「学びの芽生え」から小学校教育の「自覚的な学び」へのつながり—

本稿において、幼児教育における「自然との関わり・生命尊重」の学びに、最も関わりが深い領域である保育内容「環境」の内容と小学校教育課程とのつながりについて検討を行った。小学校教育のスタート・カリキュラムのイメージ案において、「自然との関わり・生命尊重」と関わりが深い科目とされているのは、生活科、道徳、特別活動の3科目である。本稿においては、この3科目について、幼児教育の「自然との関わり・生命尊重」とのつながりを分

析した。

最後に、幼児教育における自然との関わりや命の尊さについての「学びの芽生え」が、どのように学校教育の「自覚的な学び」に引き継がれているのか、これまでの分析から考察を行う。

保育内容「環境」における現行の幼稚園教育要領と改定案との比較から、「身近な物や遊具」への関わりとして、「自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考える」という文言が付け加えられている。このことから、「自然との関わり」においても、直接体験が重視されていることがうかがわれる。自然体験を重ねることにより、子どもの好奇心や探求心を高めることが必要とされている。遊びの中でいろいろなものに興味をもち、おもしろさを感じることで、主体的な活動につながる。自然との関わりから学ぶ主体的な体験学習は、「学びの芽生え」につながると考えられる。

生活科では、「自然との関わり」と「生命尊重」の両者につながりがある項目が含まれていた。幼児教育において自然との触れ合いによる気付きがあり、これが「学びの芽生え」となる。小学校教育では、この気付きを生活に取り入れ、主体的な活動ができることを目指している。つまり、幼児期の自然から得た「学びの芽生え」が土台となり、小学校においては自ら動植物に関わるための活動目標が示されている。これは、「自覚的な学び」が生活科の内容に含まれているといえる。

特別の教科である道徳には、4つの視点があるが、「自然との関わり・生命尊重」と関わりが深い視点である「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」について分析を行った。今回の改訂において、新たに「生命」という文言を「自然」と結びつけたのは、生命の学びは、自然から得るものと考えられたのではないだろうか。「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」には、「生命の尊さ」、「自然愛護」、「感動・畏敬の念」、「よりよく生きる喜び」についての4項目が示されていた。幼児期に身近な自然や動植物から命の大切さを学び、小学校教育においては、低学年に自分自身の命の尊さや自然の不思議さを知る。そして、中学年で、生命あるものすべてを大切にすることの重要性に気付く。高学年においては、これまでの学びから、自然のすばらしさや生命尊重の精神を培うことが求められている。

この学びの流れは、次のように解釈できる。まず、幼児期に動植物に親しみ触れ合うことで、自然の大切や命の尊さの概念を理解する。そして、小学校教育では、生かされている自分の命に気付き、自らが自然環境を守る精神を培う。やはり、特別の教科である道徳においても、幼児期の「学びの芽生え」から小学校での「自覚的な学び」につながっていることがうかがわれる。また、自然に対する感性も幼児期からの学びが基になっていることがわかる。今回新たに設定された「よりよく生きる喜び」の中に示されているように、自然から受け取った感性が、いずれ自分自身の生き方にも影響を及ぼすことが考えられる。

特別活動においては、体験活動を通して、集団でのあり方を学ぶことが求められている。この特別活動の中で、幼児教育の「自然との関わり・生命尊重」につながりがあると考えられるのは、「学校行事」の中にある「文化的行事」と「遠足・集団宿泊的行事」である。幼児期には、一人ひとりが、それぞれに興味関心のある自然に向い合うが、小学校では、集団で自然に向かい合い、体験を重ねていくことが求められる。小学校では、幼児期と比較して、集団で過ごす時間も長くなる。幼児期に個々が自然から学んだ知恵を持ち寄り、協同で自然宿泊活動を行い、お互いに助け合うことや、役割分担ができるようになると考えられる。

現在、幼稚園教育要領と小学校学習指導要領は、10年ごとに行われる改訂の節目を迎えている。幼稚園教育要領では、今回新たに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を10項目設けている。今回分析した資料は、まだ試案の段階である。しかし、幼児教育と小学校教育で連携することについては、間違いなく強化されることが考えられる。

「自然との関わり・生命尊重」は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」で示されている10項目のうちの1つである。自然には様々な学びが存在する。子どもは、自然に関わることによって、その学びを得ることができる。自然の大切さや命の尊さについての認識は、幼児期からの学びが要になる。

例えば、子どもが、時間や自然の空間を思うままに使い遊びに夢中になる。それは、子どもが五感を研ぎ澄ましている時である。この夢中になっている間に、知恵を使い、創意工夫し、試行錯誤しているのである。時に子どもは、虫を踏みつけたり、潰してみたり、残酷な行為に及ぶこともある。しかし、その過程の中に、命は一度失うと二度と生き返ることはないという学びがある。これも、ひとつの生命尊重についての「学びの芽生え」と考えられる。そして、自然の中の一部である自分の命も大切にし、他者の命も同じように尊いものであるという学びにつながる。幼児期に自然の中での遊びを通して「学びの芽生え」を十分に経験することが、小学校教育の「自覚的な学び」につながると考えられる。

小学校においては、幼児期の終わりに、自然との関わりの中で得られた「学びの芽生え」を基礎に、主体的な学びへと発展する。小学校での学びは、その後、中学校や高等学校、大学へとつながり、さらにその後の社会生活を送る上での核となる。そして、幼児教育は、この土台であることを忘れてはならない。今後も、異校種間の教育課程のつながりを意識し、保育者と教師は、協働して子どもを援助していく手立てを検討する必要がある。

---

#### 引用文献

- 1 文部科学省（2017） 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続（パブリック・コメント）の実施について」  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id &Mode=0>
- 2 文部科学省（2016） 「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」に関する意見 2016年10月17日全国国公立幼稚園・こども園長会教育課程部会幼児教育部会（第10回）配付資料
- 3 文部科学省（2017）前掲「幼稚園教育要領」

- 
- 4 文部省（1979）『学制百年史』「第二節初等教育三幼稚園令の制定」
  - 5 倉橋惣三（1965）「自然との一致」坂元彦太郎・及川ふみ・津守真（編）『倉橋惣三選集』第2巻 フレーベル館 p.23
  - 6 井上美智子・無藤隆（2010）「保育者の考える自然との関わりのおねらいの実態—環境教育の観点からの分析—」教育福祉研究（36）、pp.1-7. 大阪大谷大学
  - 7 文部科学省（2017）前掲「幼稚園教育要領」
  - 8 文部科学省（2017）前掲「小学校学習指導要領」
  - 9 文部科学省（2010）「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」11月11日報告書
  - 10 無藤隆（2011）『これからの幼児教育』「園の遊びがもたらす幼児期の学びの芽生え」pp.2-5 Benesse 次世代育成研究所
  - 11 秋田喜代美（2011）『これからの幼児教育』「園の遊びがもたらす幼児期の学びの芽生え」pp.6-8 Benesse 次世代育成研究所
  - 12 文部科学省（2016）中央教育審議会幼児教育部会（第7回）配布資料「幼児教育部会とりまとめ」（たたき台案）
  - 13 農林水産省（2006）『美の里ガイドライン』「4、『伝統文化』が息づく地域社会の維持・継承」p.74
  - 14 木村吉彦（2011）「幼児教育と小学校教育をつなぐ生活科の教科特性とスタートカリキュラム（特集 新学習指導要領スタート！：子どもの学びをつなぐ「スタートカリキュラム」）」上越教育大学内附属小学校内高田教育研究会
  - 15 赤堀博之（2016）『初等教育資料』5月号 No.940「特別の教科 道徳」の実施に向けた内容の改善、充実」pp.2-5
  - 16 文部科学省（2017）前掲「小学校学習指導要領」
  - 17 文部科学省（2017）前掲 同上
  - 18 文部科学省（2017）前掲 同上